

鎌倉市教科用図書採択検討委員会（第1回）会議録

日 時 平成30年5月8日（火） 15：00開会
16：45閉会

場 所 鎌倉市役所 402会議室

出席者 露木委員 伊藤委員 三好委員 星委員
中村委員 河合委員 山本委員 横山委員

欠席者 杉並委員 磯部委員

事務局 石川教育指導課長 太田指導主事 竹澤指導主事
池邊指導主事 佐藤指導主事

次 第

1 開会

- (1) あいさつ
- (2) 委員委嘱
- (3) 委員紹介、教育委員会紹介
- (4) 委員長、副委員長選出

2 依頼事項

3 議 事

- (1) 教科用図書採択について
 - ア 採択のしくみ
 - イ 市採択方針及び流れ
- (2) 調査研究について
 - ア 調査員への指示内容
 - イ 調査員の指名
 - ウ 報告書の作成について
- (3) その他
 - ア 見本本の扱いと学校巡回展示について
 - イ 今後の日程

○ 開 会

教育長からの委員委嘱

委員自己紹介

教育委員会事務局職員自己紹介

○ 会 議

1 教育長挨拶

2 委員長、副委員長選出

司 会 委員長・副委員長選出を行いたい。

委員長については、資料1 鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例第2条により、検討委員会の委員の委嘱について、また資料2「鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例施行規則」第2条, 第1項「検討委員会に、委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める」とある。

立候補か推薦の意志があれば発言をお願いしたい。

委 員 委員長に手広中学校長露木先生、副委員長に第一中学校長伊藤先生を推薦する。

司 会 委員長に露木校長先生、副委員長に伊藤校長先生の推薦をいただいた。他に無いか。

無いようなので、露木委員を委員長に伊藤委員を副委員長に決定したいが、よろしいか。

(異議無しの声)

司 会 承認されたので、委員長、副委員長席に移動をお願いします。

(露木委員と伊藤委員は委員長席、副委員長席へ移動)

司 会 教育長から本検討委員会への依頼をする。

(教育長から委員長へ依頼)

鎌倉市教育委員会は、検討委員会に次のとおり、平成31年度使用中学校教科用図書の調査研究を依頼する。

1 平成31年度中学校使用教科用図書の採択を行うにあたり必要な事項を調査研究する。

2 調査研究は、平成30年3月30日付29初教科第47号「平成31年

度使用教科書の採択事務処理について（通知）」、平成 30 年 4 月 24 日付子教第 1094 号「平成 31 年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針について（通知）」及び「平成 30 年度使用教科用図書の採択方針」に基づき行う。

3 報告期限は、平成30年7月13日とする。

（教育長・次長は業務重複のため退席）

司 会 本会議における協議の内容について会議録を作成するが、要点筆記の方法で、個人名は記載せず、「委員」「委員長」「事務局」と記載する。また、会議録作成のため、録音するが作成後は消去する。

なお、本検討委員会の委員氏名、会議録は採択後に公開可能とし、報告は7月に行う採択を協議する教育委員会の場で公開することを予定している。

本日の会議録署名委員を星委員に願います。

これ以降の進行は露木委員長に願います。

委員長 学習指導要領の一部改正に伴って、道徳の時間が「特別の教科 道徳」として位置づけられた。小学校の道徳教科書は昨年度採択され、本年度より使用を開始している。今回は中学校の道徳の教科書の採択を初めて行う。皆様にご意見をいただき、鎌倉の子どもたちにとって、よりよい教科書が採択できるようご協力をお願いする。

なお、本検討委員会の調査研究が円滑に行えるよう教育指導課の指導主事に、実務上の補佐をお願いしたいがいかがか。

委 員 （異議なし）

委員長 それでは、次第の3、議事に入る。（1）教科用図書採択、「ア採択のしくみ」について、事務局説明をお願いする。

事務局 ア「採択のしくみ」について説明する。

教科書は、義務教育である小学校中学校で教科の主たる教材として作成された児童生徒用図書であり、文部科学省の検定を経たもの、又は文部科学省が著作の名義を有するものとされている。これは、『教科書の発行に関する臨時措置法』という法律に定められている。

また、教科書は、『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』により全ての児童生徒が無償で渡されることになっている。そのため、

その法律で、教科書の選定の基準や方法が定められており、このことを教科書採択と言っている。

資料3「教科書の根拠法令及び検定・採択の周期について」に採択の権限や採択の方法に関する根拠法令を記載しているので、後ほど参照いただきたい。

資料4「平成31年度使用教科用図書採択の流れ」をご覧ください。

教科書は原則として文部科学省の検定を経たものでなくては採択ができない。検定を通過した教科書は文部科学大臣から、その目録が県教育委員会に送付され、市教育委員会に届けられる。ここまでが図の①と②になる。今回は、その目録に記載されているものから、1種を採択することになる。

また、文部科学省は、都道府県に対して教科書採択に関する通知を出している。（資料⑤⑥）その通知を受けて、県教育委員会は県教科用図書選定審議会の答申に基づき採択方針を決定（資料⑦）し、さらに選定審議会の調査研究をもとに選定資料を作成し、指導・助言・援助を行うこととなっている。この県の調査結果については、6月中旬以降送付される予定なので、これについても送付され次第皆様に配付するので、後日お読みいただきたい。これが図の③と④になる。

これらの方針に基づき、鎌倉市教育委員会では、先に行われた教育委員会で「鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例」に基づき、「平成31年度使用教科用図書の採択方針」を決定した。図の⑤になる。

そして、条例に従って本鎌倉市教科用図書採択検討委員会を設置している。今後は調査員に資料の調査を指示し、その資料を基に調査研究を行い、教育委員会に報告、教科書の採択を行う。ここまでが図の⑥～⑧になる。

このようなしくみにより、平成31年度使用教科用図書の採択を行っている。

以上で採択のしくみについての説明を終わる。

委員長 「採択のしくみ」について質問はあるか。

委員 なし

委員長 質問がなければ次の「イ 市採択方針」について事務局に説明をお願いします。

事務局 それでは資料8「平成31年度使用教科用図書の採択方針」をご覧ください。1 基本的な考え として（1）国、県の方針等を踏まえて採択す

る。(2) 公正・適正を期し採択する。(3) 本市の児童生徒にふさわしいものを採択する。とあり、詳細は記載の通りである。2 採択の手続きについて、義務教育諸学校の教科書制度の改善について、文部科学省初等中等教育局長通知(平成14年8月30日付け14文科初第683号「教科書制度の改善について」、平成24年9月28日付け24文科初第718号「教科書採択の改善について」)の中で調査研究の充実に向けた条件整備や採択手続きの改善等の方針が示されたことを受けて、本教育委員会は、次の手続きにより教科用図書を選定する。(1) 小学校用教科用図書 小学校用教科用図書については、平成26年度に採択した教科用図書と同一のものを採択する。(2) 中学校用教科用図書 中学校用教科用図書については、平成27年度に採択した教科用図書と同一のものを採択する。ただし、平成27年3月に学校教育法施行規則並びに小学校学習指導要領等の一部改正が行われ、道徳の時間が「特別の教科 道徳」(以下「道徳科」という。)として位置づけられ、平成31年度から中学校道徳科では検定教科書を用いて授業が行われる。そのため、今年度は新たに道徳科の教科書を選定する。その採択を行うにあたり必要な事項を調査研究するために鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例(平成24年2月24日制定)により、鎌倉市教科用図書採択検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。検討委員会は教科用図書の比較検討・調査研究を行い、本教育委員会に報告をする。検討委員会の会議は、外部からの働きかけを排し、静ひつな環境のもと公正な検討を行うため非公開とする。作成した報告書などは教科用図書を選定した後に公開する。また、同条例により、検討委員会は臨時委員(調査員)を置くこととする。臨時委員(調査員)は次の観点で教科用図書の調査研究し、資料を作成する。(ア) 教育基本法、学校教育法、学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標を踏まえているか。(イ) 内容の程度が、児童生徒の発達の段階や障がいの状態・能力・適正からみて適切であり、内容の選択と扱いが学習指導を進める上で適切であるか。内容が系統的、発展的に構成されており、各内容の分量とその配分は適切であるか。文章表現や漢字・かなづかい・用語・記号・計量単位・図版などの使用が適切であり、児童生徒にとって使いやすいように創意工夫がなされているか。

以上が「採択の手続き」である。これらの方針・条例をもとに本検討委員会が組織されている。

なお、議事の扱いについては、採択における公正確保の徹底をはかるため、採択終了後まで非公開とする。委員の皆様も委嘱され委員になられていること、議事内容並びに資料についても他には漏らさないよう、十分な

配慮をお願いする。

次に、3 採択の日程だが、(1) 中学校使用教科用図書採択日程をご覧いただきたい。ア 5月に、本教育委員会は検討委員会を招集し、中学校使用教科用図書の比較検討・調査研究を指示する。イ 検討委員会は、5月から7月にかけて中学校使用教科用図書を調査研究する。また、調査員を指名し、調査研究のための資料作成を指示する。ウ 7月に、本教育委員会は中学校使用教科用図書を採択する。となっている。

これらは資料9にまとめておいたので後ほどご覧いただきたい。

なお、「イ 調査員を指名し」とあるが、調査員については、すでに中学校校長会よりご推薦をいただいているので、本日このあと皆様の了承をいただき調査員として教育委員会で委嘱し、5月に2回、6月に1回の調査委員会を開催する予定としている。

この調査員会で教科用図書の検討のため必要な資料を作成し、検討委員会に提出することになっている。なお、資料の報告については第2回の検討委員会にて行う。

以上で説明を終わる。

委員長 ここで、質問があればお願いする。

委員 採択の方針(1)～(3)の考え方はどれも並列であるのか、それとも国と県の方針を踏まえて、鎌倉市の生徒にとってふさわしい教科書を考えることなのか。

事務局 資料8「平成31年度使用教科用図書の採択方針」に記載の(1)～(3)のとおり、すべてにおいて、どうであるのかを考えていただきたい。

委員長 では、続いて議事の(2)調査研究についてうつる。事務局に説明をお願いする。

事務局 (2)調査研究について説明する。まず、ア「調査員への指示内容」についてだが、さきほどの資料6「教科書採択の改善について」及び資料7「平成31年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針について」に基づき進めてまいりたいと考えている。

また、調査研究に使用する資料について、発行者ごとに教科書の編集の考え方が示されている「教科書編集趣意書」がある。委員の皆様には8者分が机上の袋にある。

委員長 事務局の説明について質問や意見はあるか。

(質問・意見なし)

委員長 引き続きイ「調査員の指名について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 調査員については、資料1「鎌倉市教科用図書採択検討委員会条例」第4条第1項により、「委員会に、特別の事項に関する調査及び検討を行わせるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる」、第2項で「教育委員会が委嘱する」としている。なお、今回の委嘱については「特別の教科 道徳」のみとなるので、すでに中学校校長会より5名の推薦をいただいている。皆様の了承をいただき調査員として教育委員会へ報告する。

司 会 資料Bに調査員候補者一覧があるのでご覧いただきたい。
では、名簿にある候補者を各種目の調査員として了承することでよいか。

委 員 (異議なし)

委員長 それでは、事務局で今後の手続きを進めていただきたい。
ウ「報告書の作成について」の説明を事務局をお願いします。

事務局 まず、検討委員会の調査研究及び比較検討は資料8「平成31年度使用教科用図書の採択方針」に従って行うこととし、報告書の様式は資料11「平成30年度小学校使用教科用図書調査研究報告書」と同様とする。なお、教科書採択にあたっては、教科書の装丁や見栄えを重視するものではなく、内容を考慮した十分な研究が必要であるとされているので、内容については、教科用図書の特徴を明らかにし、それぞれ評価し、教育委員会が採択をするにあたって参考となる資料を作成していただきたいと考える。これについては資料8、市の採択方針にある基本的な考え方の(3)にあるように「本市の児童生徒にふさわしいものを採択する。」を踏まえ、それぞれの教科書にどのような工夫がされているのかなど、具体的なわかりやすい記述をお願いします。

なお、教科書ごとの総合評価については、昨年度の小学校使用教科用図書「特別の教科 道徳」のときと同様に、特にまとめずご意見の中でお話いただきたい。

報告書については、資料11を参照いただきたい。

委員長 総合評価の仕方と報告書の様式について、事務局から提案があった。何か質問・意見はあるか。

委員長 よろしいか。

それではここで、休憩を兼ねて調査活動の時間を設ける。会場後方に資料、見本本等が用意してあるので、自由にご覧いただきたい。

なお、お手持ちの資料以外に学習指導要領並びに学習指導要領解説（道徳）、かまくら教育プラン、かまくらっ子の意義と実態調査「かまくらっ子」（鎌倉市教育センター）、教科用図書の見本本を用意してある。

（調査活動）

委員長 再開する。では、「（3）その他」「ア 見本本の扱いと学校巡回展示について」事務局願います。

事務局 まず、教科書見本本について説明する。教科書検定を受けた発行者、つまり教科書会社は、各教育委員会での採択の参考にするため、次年度に発行する教科書の見本を都道府県教育委員会や市町村教育委員会などに送付する。教育委員会は、その教科書の見本を使用して採択のための調査研究を行う。本日、現時点で届いている見本本を先ほどの調査研究の時間に見ていただいた。平成31年度の道徳の教科用図書に関しては、8者からの30点が届けられている。今後は委員の皆様や調査員、各学校、そして教育委員会の皆様にもご覧いただき調査研究をお願いすることになる。あくまでも見本本なので、調査研究の際のお取り扱いには十分ご注意ください。

また、各中学校に一週間程度の期間で巡回展示を行い、その期間に各中学校による調査研究を行っていただく。各学校の調査・研究の結果は資料11の学校調査票にて提出をお願いする予定である。なお、巡回展示の予定については、資料12の通りになる。搬入搬出は教育指導課担当で行う。

委員長 資料11「平成30年度小学校使用教科用図書調査研究報告書」が昨年度小学校で作成した報告書である。資料12が今後中学校で調査する内容の記述の様式である。質問はあるか。

(質問・意見なし)

委員長 続いて、「イ 今後の日程」について確認する。事務局お願いする。

事務局 それでは資料14をご覧いただきたい。先ほど説明したが、今後の検討委員会は、第2回を6月22日(金)の午後2時から、市役所本庁402会議室にて、第3回目を7月4日(水)の午後2時から、市役所本庁402会議室にて開催する。なお、第2回と第3回の依頼文については、先日お届けした依頼文をもってかえさせていただくので、ご了承いただきたい。

次回の第2回目までに、各委員の方にはそれぞれで調査活動をお願いする。調査研究のために見本本をご覧になりたい場合は、教育指導課までご連絡いただければ対応する。保護者代表の委員の方々には見本本を5月中旬に届ける。学校関係委員の皆様は学校巡回などの期間もご利用いただきたい。

委員長 質問等あるか。なければよろしくお願いします。

委員長 それでは、議事についてはすべて終了した。
質問はあるか。

副委員長 次回の検討委員会までに何をすべきか。

事務局 手元に配付した「教科書編集趣意書」を参考にいただき、教科書の特長や気になる点を実際に教科書ではどうなっていくのか確認し、メモを取る等していただきたい。

6月22日の検討委員会では、調査員が研究・検討した報告書について、意見をいただき検討していきたい。

委員長 たとえば、資料11を作成するにあたり、どのような観点で教科書を見ていくのか、報告書を作成するためにも、ポイントを絞った方がよいのではないか。

事務局 道徳が教科化されるにあたり、「考える道徳・議論する道徳」を目指している。

教科書の特長として、議論しやすい、考えが深まる題材が掲載されているのか等の観点で、生徒が使用するのにふさわしい教科書であるかどうか

検討していただきたい。

資料7「平成31年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針について（通知）6 中学校特別の教科道徳に関わる観点として、ウエオに観点的例が示され、内容、構成分量、装丁、表記、その他に道徳科という観点から3点挙げられている。道徳的な課題を生徒が自分自身の問題としてとらえて、向き合い、考え、議論する道徳につながる内容構成になっているか、物事を多面的・多角的に考える工夫がされているか、問題解決的な学習、道徳行為に関する体験的学習になっているかという観点を中心に検討していただきたい。

調査員会の報告書をもとに、この場で意見をいただき、事務局が補佐して報告書にまとめていきたい。

委員長 よろしいか。

それでは、議事についてはすべて終了した。閉会あいさつを副委員長に願います。

副委員長 議事を無事終了できた。協力を感謝する。第2回の検討委員会は、調査員からの報告を受けての内容検討となるが、それまでに、私たちもそれぞれの立場で調査研究を進め、次回につなげていきたい。今後調査研究等大変だとは思いますが、よろしく願いしたい。

これをもって第1回鎌倉市教科用図書採択検討委員会を閉会する。